

## 令和5年度東京地方最低賃金審議会（第1回専門部会）議事要旨

1 日 時 令和5年8月1日（火） 午後3時36分から午後4時20分

2 場 所 九段第3合同庁舎11F 共用会議室1-1

3 出席状況 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

### 4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について
- (3) 労使各側の基本的な意見の表明について
- (4) その他

### 5 議事要旨

- (1) 部会長及び部会長代理の選出では、部会長に村上委員、部会長代理に権丈委員が選出された。
- (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、追加の質問等はなかった。
- (3) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について、追加の質問等はなかった。
- (4) 労使各側の基本的な意見の表明については、

労側委員から

- ・ 春季賃上げは連合の調査でも高い数値であった。東京都の妥結状況調査でも高い賃上げ率となっており、これらも参考にしながら審議していきたい。
- ・ これらの統計数値は、労使交渉ができる場での統計である。労働組合が未組織の会社や、パート・アルバイト労働者を含め、社会全体に波及させたい。
- ・ 高水準の春季賃上げの結果の背景にある物価上昇を踏まえ、春季賃上げの結果以上の最低賃金の引上げも必要である。
- ・ 中小企業が多い労働組合でも今春は過去にない賃上げの実績であった。各単組の労使が苦労して見出した結果を最低賃金の審議に反映したい。

との意見が出された。

使側委員から

- ・ 地域最低賃金は、最低賃金法第9条のいわゆる3要素で決定すべきである。
- ・ 生計費(物価)上昇は理解できるが、支払能力も踏まえたバランス良い議論が必要である。景気については、客観的データでは、中小企業の経営状況はコロナ禍のダメージから立ち直っておらず、倒産も増えている。また企業物価は消費者物価よりも高い状況であり、価格転嫁は進んでいない。最低賃金は赤字企

業であっても適用される罰則付きの強行法規であり、都内の多数を占める中小企業の経営実態を踏まえ金額審議すべきである。

- ・ 物価上昇分を全て企業が賃上げで負担しなければならないのか。企業ではなく政府としてやるべきことがあるのではないか。中小企業支援策と言われる業務改善助成金の基準を緩和してもらいたい。
- ・ 地方最低賃金審議会の自主性を発揮して、東京では発効日は必ずしも10月1日には拘らないことも議論したい。

との意見が出された。

(5) 次回第2回専門部会は8月2日午前10時から開催することとされた。